

資料 1 筋・腱断裂可通知 昭和 60 年 5 月 20 日 保険発第 55 号

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定について

昭和 60 年 5 月 20 日 保険発第 55 号

各都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）・国民

健康保険主管課（部）長宛 厚生省保険局医療課長通知

標記については、本日、保発第 56 号をもって厚生省保険局長から貴都道府県知事あて通知されたところであるが、これが取扱いについては次のとおりであるので、遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

- 1 再検料は、初回の後療の日のみ算定できるものであり、二回目以降の後療においては算定できないものであること。
- 2 冷罨法加算は、初検の日のみ算定できるものであり、後療においては算定できないものであること。

ただし、打撲及び捻挫の場合は、受傷当日又はその翌日が初検日の場合に限り算定できるものであること。その場合、療養費の支給申請書に記載された負傷年月日と初検年月日により確認すること。

- 3 筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある）については、打撲及び捻挫の部に準じて施療料及び後療料を算定して差し支えないものであること。

アンダーライン当会記